

第 98 号議案

ふじみ野市営住宅条例及び旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市営住宅条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定により指定した期限（以下「指定納期限」という。）までにその家賃を納付しない者があるときは、同項の規定により督促をした家賃にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第 19 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例及びふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅家賃条例を廃止する条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 44 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定により指定した期限（以下「指定納期限」という。）までにその入居者負担額を納付しない者があるときは、同項の規定により督促をした入居者負担額にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日

数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市営住宅条例及び旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市営住宅条例及び旧ふじみ野市特定目的借上公共賃貸住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。